令和6年度

包括外部監查報告書

「防災・減災に係る財務事務の執行 及び事業の管理について」

山形県包括外部監査人 公認会計士 大嶋 雄生

目次

第1	包括外部監査の概要	3
1.	監査の種類	3
2.	選定した特定の事件(テーマ)	3
3.	監査の対象期間	3
4.	事件を選定した理由	3
5.	監査の実施期間	3
6.	監査の方法	3
	(1) 監査の要点	3
	(2) 主な監査手続	4
7.	包括外部監査人を補助した者	4
8.	利害関係	5
第2	防災・減災対策の概要	6
1.	我が国の防災・減災対策の概要	6
	(1) 災害対策基本法	6
	(2) 防災基本計画	7
	(3) 国土強靱化基本計画	8
2.	県の防災・減災対策の概要	10
	(1) 山形県防災基本条例	10
	(2) 山形県防災会議 (3) 山形県地域防災計画	11 14
	(4) 事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画	20
	(5) 県の防災・減災に係る情報公開	29
3.	令和5年度における県の防災・減災事業	31
	(1) 令和5年度における防災・減災関連事業の予算	31
	(2) 監査手続き(書面による手続き)を実施する現地調査先の選定	32
4.	主要な現地調査先の概要	35
	(1) 本庁	35
	(2) 出先機関等	42
tota	(3) 総合支庁	48
第3		56
1.	県の防災・減災計画に係る各種計画	56
	(1)実施した監査手続き	56
0	(2)監査の結果	72
2.	本庁及び出先機関、総合支庁への往査	82
	(1)実施した監査手続き(2)監査の結果	82 85
巻末	: (別添1) 山形県強靭化計画_リスクシナリオ×施策推進方針マトリクス図	36
_ //		

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。従って、端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件 (テーマ)

防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3. 監査の対象期間

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) ただし、必要がある場合には他の年度分も対象とした。

4. 事件を選定した理由

近年、国内外において自然災害の頻発化・激甚化が顕著であり、南海トラフ地震や異常気象による豪雨災害等の発生リスクが高まっている。山形県においても、令和元年の山形県沖を震源とする地震や令和4年8月豪雨等が発生しており、災害への備えは喫緊の課題である。

山形県は、「山形県防災基本条例」、「山形県地域防災計画」、「事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画」等に基づき、災害予防、災害応急対策、災害・復旧に関する様々な事業を市町村や防災関係機関等と協力しながら推進している。また、山形県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和3年度~令和7年度)」予算を活用し、毎年200億円以上の関連事業が集中的に実施される中で、事業が効率的・合理的に実施されることは防災施策に対する県民の理解と信頼を高めることに繋がると考えられる。

加えて、山形県ではこれまで防災事業そのものを対象とした包括外部監査は実施されておらず、外部の視点から防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理状況を検証することは、今後の防災対策の改善に資するものと思われる。

上記を踏まえ、山形県の防災・減災に係る取組みが、山形県の各種計画や県民ニーズ、地域課題を反映した適切な内容となっているか、防災・減災事業の有効性、効率性及び経済性、施設・設備等の管理体制等の観点から検証する必要があると考え、本テーマを包括外部監査の対象として選定した。

5. 監査の実施期間

令和6年4月から令和7年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性の他、3E (経済性、効率性、有効性)の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 防災・減災に係る事業目的の設定が適確になされているか
- ② 防災・減災に係る事業の目的達成状況が適切に評価されているか
- ③ 防災・減災に係る事業内容が地域・産業・県民のニーズに適切に応えているか
- ④ 収入・支出・契約事務・資産・物品管理の適切性が確保されているか
- ⑤ コスト管理と費用対効果が適切に考慮されているか
- ⑥ 関係法令に準拠し適法な事務が実施されているか
- (7) 情報の記録、保管、開示が適切に行われているか
- ⑧ 防災・減災という広範な課題に組織横断的な対応がなされているか

(2) 主な監査手続

(1) に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 関連する法令・規則・上位計画を閲覧し、防災・減災に係る事業の実施体制や業務内容などがそれらに準拠しているかの確認
- ② 組織や事務についての概要把握、防災・減災に係る事業の担当部局や関連 機関の組織形態、運営方針、基本施策、計画などの整合性の確認
- ③ 財務事務及び組織運営等の概要の確認及び担当者や職員へヒアリング等の 実施
- ④ 文書、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑などの閲覧と照合、事務マニュ アルやフローチャートの正確性・効率性の確認 各担当部局や関連機関への視察、現地でのヒアリングや書類の確認、台帳
- ⑤ 整備状況と現品照合による管理状況の確認、固定資産・備品・貯蔵品等の 現物確認
- ⑥ 問題点の指摘と報告、アンケートやヒアリング結果分析、対策や改善策の 意見
- ⑦ その他必要と認めた手続

7. 包括外部監査人を補助した者

浅野 和宏 (公認会計士)

渡部 淳一 (公認会計士)

片桐 將人 (公認会計士)

木村 悦久 (公認会計士) 森園 陽介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 防災・減災対策の概要

1. 我が国の防災・減災対策の概要

(1) 災害対策基本法

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)は、日本における防災対策の基本枠組みを定めた法律であり、国、地方公共団体、住民、事業者の責務を明確にしている。本法は、1959年の伊勢湾台風による甚大な被害を契機に制定され、災害の予防、応急対応、復旧・復興に関する各種制度を整備してきた。その後の大規模災害を踏まえ、必要に応じた改正が行われている。

本法に基づき、防災に関する計画作成や実施体制の確立が義務付けられている。 国は「防災基本計画」を作成し、都道府県や市町村は「地域防災計画」を作成する こととされている。また、中央防災会議が内閣総理大臣のもとに設置され、政府の 防災対策の総合調整を担う。中央防災会議は、関係行政機関の長や有識者を構成員 とし、防災基本計画の作成、総合的な防災対策の検討、大規模災害への対応方針の 決定などを行う。また、都道府県や市町村には、それぞれ都道府県防災会議や市町 村防災会議が設置され、地域の実情に応じた防災計画の作成や災害対策の推進を担 う。

災害発生時には、本法に基づき、災害対策本部の設置や避難指示の発令が行われ、迅速な対応が図られる。また、住民の避難行動を支援するための制度も整備されており、2021年の改正では、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が統合され、住民が適切な判断を行いやすい仕組みが構築された。さらに、要配慮者支援の強化や福祉避難所の設置が進められ、高齢者や障害者を含む多様な人々が安全に避難できる環境が整えられている。

このように、「災害対策基本法」は災害の被害を最小限に抑えるための法的基盤として機能しており、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって公共の福祉を確保する観点から、組織の編成や関係者の責務などについて多岐にわたる規定が設けられている。

【災害対策基本法の概要】

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを 目的とする。

- 1. 防災に関する理念・責務
- ▶ 災害対策の基本理念 …「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- ▶ 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 … 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- ▶ 住民等の責務 … 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等
- 2. 防災に関する組織 … 総合的防災行政の整備・推進
- > 国:中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村:地方防災会議、災害対策本部
- 3. 防災計画 … 計画的防災対策の整備・推進
- ▶ 中央防災会議:防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関:防災業務計画
- ▶ 都道府県・市町村:地域防災計画 ▶ 市町村の居住者等:地区防災計画

- 4. 災害対策の推進
- ▶ 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- > 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行
- 5. 被災者保護対策
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- > 災害時における避難所、避難施設に係る基準
- ▶広域避難、物資輸送の枠組み
- ▶罹災証明書、被災者台帳の作成を通した被災者支援策

- 6. 財政金融措置
- > 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- ▶ 激甚な災害に関する、国による財政上の措置
- 7. 災害緊急事態
- ▶ 災害緊急事態の布告→政府の方針(対処基本方針)の閣議決定
- > 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金融債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急法令の制定、特定非常災害法の自動発動等)

(出典:内閣府「災害対策基本法の概要」より監査人作成)

(2) 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である。この計画は、災害の種類に応じて講じるべき対策が容易に参照できるよう編成されており、災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って記述している。また、国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にし、それぞれが行うべき対策をできるだけ具体的に記述しており、近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等の社会・経済構造の変化に十分配慮し、常に的確かつ適切な対応が図られるよう努めている点が特徴である。

防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示している。

この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成し、地 方公共団体は地域防災計画を作成している。

防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に 関する総合的かつ長期的な計画であり、この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は 防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。 防災基本計画では、災害の種類(地震、津波、風水害等)に応じて、予防、応急、復旧・復 興の各段階における対策を体系的かつ具体的に、各主体の役割を明らかにして記述している。 防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、毎年修正の検討を行い、必要があると認 められるときは修正しなければならない。 災害対策基本法 内閣総理大臣 策定・実施 防災基本計画 中央防災会議:関僚等 各種防災計画の基本 策定・実施 防災業務計画 指定行政機関:中央省庁 策定・実施 指定公共機關:独立行政法人 日銀,日赤,NHK,NTT等 防災業務計画 地域の実情に即じた計画 知事(市町村長) 策定・実施 地域防災計画 都道府県(市町村)防災会議 防災基本計画の構成 総則 (基本理念、計画の重点等) 各災害に共通する対策 【自然災害各編】 風水害対策 火山災害対策 雪害対策 地震災害対策 津波災害対策 【事故災害対策各編】 海上災害対策 航空災害対策 鉄道災害対策 道路災害対策 大規模火事災害対策 原子力災害対策 危険物等災害対策 林野火災対策 (災害対策の順序に沿った記述)

(出典:内閣府「防災計画」)

災害復旧·復興対策

事業者・住民等

(3) 国土強靱化基本計画

災害予防・事前対策

[3]

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国 土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条第1項の規定に基づき、作成され た計画であり、自然災害に対する国の強靱性を高め、災害発生時の被害を最小限に

災害応急対策 (具体的な対策を記述:各主体の役割を明確化)

地方公共団体

抑え、迅速かつ確実な復旧・復興を可能にするための包括的な対策を提示している。具体的には、インフラの耐震化や河川の整備、都市計画の見直しなど、ハード面の施策に加え、地域社会の防災力向上や情報通信技術の活用など、ソフト面の強化も図っている。国土強靱化基本計画は、国と地方自治体が連携し、災害に強い国づくりを目指すための総合的なアプローチを提供するものである。

この計画を具体的に実行する上で、重要な役割を果たしているのが国土交通省防災・減災対策本部であり、国土交通省は、災害対策において中心的な役割を担い、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うための体制を整えている。河川の氾濫防止のためのダムや堤防の整備、地震に強い交通インフラの構築、災害発生時の緊急対応計画の作成などを実施し、災害時の情報収集・提供体制の確立や防災訓練の実施も重視している。



(出典:内閣官房「令和5年 国土強靱化基本計画(概要)」)

2. 県の防災・減災対策の概要

(1) 山形県防災基本条例

東日本大震災をはじめ、近年、全国的に大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、県民等の防災意識の醸成を図り、自助、共助及び公助を一体として防災の取組みを推進するため、平成29年山形県議会2月定例会において「山形県防災基本条例」が可決・成立し、同年3月21日に公布・施行された。

主な目的は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることとされている。

また、基本理念は以下のとおりである。

- ① 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえつつ、災害に備える ための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること
- ② 人の生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること
- ③ 自助、共助及び公助を一体として継続的に進めること
- ④ 被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者への配慮及び男女共同 参画の視点を踏まえること

(2) 山形県防災会議

県では、災害対策基本法第14条の規定に基づき「山形県防災会議」を設置しており、地域防災計画に基づく防災対策の推進を図るとともに、災害発生時には災害復旧に関して市町村や防災関係機関との連絡調整を行う役割を担っている。

防災会議の所掌事務は以下のとおりである。

- 1. 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2. 知事の諮問に応じて、県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3. 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。
- 4. 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整を図ること。
- 5. 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する 事務。

また、山形県防災会議条例は、災害対策基本法に基づき山形県防災会議の組織と 運営について定めた条例であり、昭和37年に制定され、その後、必要に応じて改 正が行われ、最新の改正は平成31年である。

<概要>

- 目的: 山形県防災会議の組織と運営に関する必要な事項を定めること
- 委員:知事、関係行政機関の長、学識経験者などからなり、定数は条例で定められる
- 任期:委員の任期は2年(関係行政機関の職員を除く)、専門委員の任期は調査 終了まで
- 幹事:委員を補佐するための幹事を設置
- 部会:必要に応じて部会を設置
- 庶務:防災くらし安心部が処理

なお、監査対象の令和5年度において、県防災会議は書面による開催であり、協議事項は事務局である防災くらし心部が取りまとめた県地域防災計画に対する修正案の書面決議であった。以下に、県防災会議の書面開催結果の通知および参加者の一覧を掲載する。

山形県防災会議委員及び幹事名簿(令和5年9月15日現在)

会長 山形県知事 吉村 美栄子

	委員		幹事			
	職名	氏 名	職名	氏 名		
1 号	東北管区警察局総務監察・広域 調整部長	関勇一	同左 災害対策官	大友 善勝		
*	東北財務局山形財務事務所長	皆川 修磨	同左 財務課長	松木 明子		
	東北厚生局長	鯨井 佳則	同左 総務課長	菊田 高章		
	東北農政局長	前島 明成	同左 地方参事官(山形県担 当)	佐々木春幸		
	東北森林管理局長	宮澤 俊輔	同左 山形森林管理署長	益田 健太		
	東北経済産業局総務企画部長	千嶌 浩	同左 総務課長	小林 学		
	関東東北産業保安監督部東北支 部長	福原和邦	同左 管理課長	工藤 竜也		
	東北地方整備局長	山本 巧	同左 山形河川国道事務所長	森田 裕介		
			同左 酒田港湾事務所長	藤原 弘道		
	東北運輸局長	石谷 俊史	同左 山形運輸支局長	有路 仙之		
	東京航空局新潟空港事務所長	山口 敬人	同左 山形空港出張所長	工藤 博幸		
	酒田海上保安部長	伊藤 智人	同左 警備救難課長	藤巻 幸雄		
	山形地方気象台長	有賀 孝幸	同左 防災管理官	工藤 則安		
	東北総合通信局総合通信調整官	菅 俊恒	同左 総務部総務課長	若生 充		
	山形労働局長	小林 学	同左 総務課長	大山 隆		
	東北防衛局長	中野 裕文	同左 地方調整課長	高橋 剛		
	国土地理院東北地方測量部長	越智久巳一	同左 防災情報管理官	東海林 靖		
	東北地方環境事務所長	田村 省二	同左 総務課長	安達 研		
2	陸上自衛隊第6師団長	楠見 晋一	同左 第3部長	深江 防人		
号*			同左 第 20 普通科連隊長	武田 宜則		
3 号*	山形県教育長	高橋 広樹	同左 教育政策課長	安達 晃司		
4 号 *	山形県警察本部長	鈴木 邦夫	同左 警備第二課長	太田 善久		
5	山形県副知事	平山 雅之				
号	山形県総務部長	松澤 勝志	同左 人事課長	小泉 篤		
*	山形県みらい企画創造部長	岡本 泰輔	同左 企画調整課長	太田久美子		
	山形県防災くらし安心部長(兼) 危機管理監	中川 崇	同左 防災危機管理課長(兼) 復興・避難者支援室長	岩瀬 一		
	山形県環境エネルギー部長	小中 章雄	同左 環境企画課長(兼)カー ボンニュートラル・GX 戦略室長	遠藤和之		
	山形県しあわせ子育て応援部長	西澤 恵子	同左 しあわせ子育て政策課 長	齋藤恵美子		
	山形県健康福祉部長	堀井 洋幸	同左 健康福祉企画課長(兼) コロナ収束総合対策室 長	高梨 和永		

	山形県産業労働部長	我妻 悟	同左	スタートアップ推進室	奥山 敦
	山形県観光文化スポーツ部長	大泉 定幸	同左	長 観光復活推進課長(兼) 精神文化・観光プロモ ーション室長	藤岡俊裕
	山形県農林水産部長	地主 徹	同左	農政企画課長	鈴木 陽
	山形県県土整備部長	小林 寛	同左	管理課長(兼)県士強靭 化推進室長	黒木 幸治
			同左	砂防・災害対策課長	佐藤 崇
	山形県会計管理者	山田 敦子	同左	会計課長	齊藤 正彦
	山形県企業管理者	沼澤 好徳	同左	総務企画課長	吉田 正幸
	山形県病院事業管理者	大澤 賢史	同左	県立病院課長	大江 敏宏
6	山形県市長会会長	佐藤 孝弘	同左	事務局長	斎藤 直樹
号*	山形県町村会会長	鈴木 浩幸	同左	事務局長	大石 広助
	山形県消防長会会長	鈴木 強志	同左	事務局長	吉田修
	一般財団法人山形県消防協会会 長	田辺隆	同左	事務局長	大津 政信
7 号	東日本旅客鉄道株式会社山形支 店長	静 徹也	同左	副支店長	小峯 有子
*	東日本電信電話株式会社山形支 店長	渡会 俊輔	同左	災害対策室長	武田 長司
	日本郵便株式会社山形南郵便局 長	佐々木保博	同左	総務部長	島川宏
	日本銀行山形事務所長	川村 憲章	同左	企画役補佐	酒井 芳栄
	日本赤十字社山形県支部事務局 長	奥山 賢	同左	組織振興課長兼事業推 進課長	長谷部儀典
	日本放送協会山形放送局長	森徹	同左	コンテンツセンター長	三上 仁
	東日本高速道路株式会社東北支 社山形管理事務所長	宇留野武見	同左	副所長	粒来 利祐
	公益社団法人山形県トラック協 会会長	熊澤 貞二	同左	専務理事	石黒 光弘
	東北電力株式会社執行役員山形 支店長	阿部 雅宏	同左	総務部長	伊藤憲之
	山形放送株式会社代表取締役社 長	板垣 正義	同左	報道制作局長	三浦 重行
	山交バス株式会社代表取締役社 長	高橋 智	同左	総務部総務課長	東海林裕司
	庄内交通株式会社代表取締役社 長	村紀明	同左	専務取締役	高橋 広司
	株式会社山形テレビ代表取締役 社長	横沢善則	同左	取締役メディア情報局 長	後藤 啓文
	一般社団法人山形県医師会会長	中目 千之	同左	事務局長	石川 由美
	山形ガス株式会社代表取締役社 長	永井 悟	同左	常務取締役導管事業部 長	佐藤勉
8	山形市宮町四区防災会会長	笹原勢一郎			55 名
号 *	山形県女性防火クラブ連絡協議 会	佐藤みさ子			
	ボランティアサークルとざわ	荒川美智江			
	元山形大学男女共同参画推進室 准教授	井上 榮子			
1	NPO 明日のたね副代表理事	伊藤 和美			
	山形大学工学部教授	三辻 和弥			
	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	澤祥			

山形県議会総務常任委員会委員 長	能登 淳一	
	61 名	

(県防災会議の書面開催結果に関する資料)

*用語の解説

1号: 災害対策基本法第15条第5項第1号記載の者2号: 災害対策基本法第15条第5項第2号記載の者3号: 災害対策基本法第15条第5項第3号記載の者4号: 災害対策基本法第15条第5項第4号記載の者5号: 災害対策基本法第15条第5項第5号記載の者6号: 災害対策基本法第15条第5項第6号記載の者7号: 災害対策基本法第15条第5項第7号記載の者8号: 災害対策基本法第15条第5項第7号記載の者8号: 災害対策基本法第15条第5項第8号記載の者

災害対策基本法(抜粋)

第15条 (都道府県防災会議の組織)

- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその 指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若 しくは機関の長
 - 三、当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都 道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の 役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知 事が任命する者

(3) 山形県地域防災計画

山形県地域防災計画(以下、「県地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第40条の規定により、災害から県民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地

方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的、基本的事項を定めており、山形県防災会議が作成した計画である。

山形県地域防災計画

震災対策編

令和6年3月山形県防災会議

山形県地域防災計画

風水害等対策編

令和6年3月 山形県防災会議

山形県地域防災計画

津波災害対策編

令和6年3月 山形県防災会議

山形県地域防災計画

資 料 編

令和6年3月山形県防災会議

(県地域防災計画「震災対策編」「風水害対策編」「津波災害対策編」「資料編」)

① 計画の概要

ア 計画の位置づけ

都道府県地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条によれば、防災基本計画に基づき、都道府県防災会議が作成する計画である。計画の内容については、毎年検討を加え、必要に応じて修正しなければならない。この場合、防災業務計画(指定行政機関の長又は指定公共機関が、防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画)に抵触するものであってはならない。

また、おおむね次に掲げる事項について定めるものとされている。

- ・指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- ・防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害 予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消 火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別 の計画
- ・災害に関する上記措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

イ 計画の期間

計画目標期間は存在せず、毎年度の見直しにより最新の内容にて計画設定されている。

ウ計画所管課

防災くらし安心部(防災危機管理課)

工 計画作成者

山形県防災会議

才 構成

県地域防災計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「津波災害対策編」の3編に加え、災害対応に関する資料等を編綴した「資料編」により構成されている。例えば「震災対策編」であれば、「第1編総則」「第2編災害予防計画」「第3編災害応急計画」「第4編災害復旧・復興計画」という構成になっており、その下位層として「第2編災害予防計画」を見ると、「第1章地震防災対策推進計画」「第2章

地震・津波観測体制の整備計画」「第3章 地震調査研究の推進計画」というように 12章のより詳細な個別計画が設定されている。

i. 震災対策編

地震災害に特化した計画であり、発生前、発生時、発生後の各段階に応じた対策 を定めている

第1編 総則

計画の目的や基本的な考え方、地震災害の特徴などを説明している。

• 第2編 災害予防計画

地震発生前の対策として、地震調査研究、防災知識の普及啓発、建物の耐震化、 避難体制の整備など、被害を軽減するための事前準備を定めている。

• 第3編 災害応急計画

地震発生時の対策として、情報収集・伝達体制の確立、避難誘導、救助・救護活動、ライフラインの応急復旧など、人命救助と被害拡大防止のための活動を定めている。

第4編 災害復旧・復興計画

地震発生後の対策として、被災者の生活支援、住宅の再建、公共施設の復旧、産業の復興など、被災地の復興に向けた取組みを定めている。

ii. 風水害等対策編

風水害、土砂災害、火山災害など、地震以外の災害に対応するための計画

• 第1編 風水害等共通対策編

風水害、土砂災害、火山災害などに共通する基本的な対策を定めています。気象情報の収集・伝達、避難勧告・指示の発令、水防活動、土砂災害警戒区域の指定など、災害の種類を問わず必要な対策をまとめている。

• 第2編 個別災害対策編

風水害、土砂災害、火山災害など、それぞれの災害の特性に応じた具体的な対策を定めている。洪水予報、土砂災害警戒情報、噴火警報などの情報伝達手段、避難場所の指定、河川堤防の強化、砂防ダムの設置など、災害の種類ごとに必要な対策を規定している。

iii. 津波災害対策編

津波災害に特化した計画であり、津波発生前、発生時、発生後の各段階に応じた 対策を定めている。

第1編 総則

計画の目的や基本的な考え方、津波災害の特徴などを説明している。

• 第2編 災害予防計画

津波発生前の対策として、津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施、防 潮堤などの津波対策施設の整備など、被害を軽減するための事前準備を定めてい る。

• 第3編 災害応急計画

津波発生時の対策として、津波警報・注意報の伝達、避難誘導、救助・救護活動など、人命救助のための活動を定めている。

• 第 4 編 災害復旧·復興計画

津波発生後の対策として、被災者の生活支援、住宅の再建、公共施設の復旧など、被災地の復興に向けた取組みを定めている。

なお、以下は県地域防災計画内の各計画における一例を挙げている。上部に計画名が記載され、計画概要、計画の体系が項目と概要に分かれて記載され、以降で体系に記載された項目・概要の詳細が記載されている。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動(公助)のみならず、地域住 民及び企業(事業所)等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて 重要であることから、地域、企業(事業所)等における自主的な防災組織の育 成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

	項目	概要
1	自主防災組織の育成	 育成の主体 育成の方針 自主防災組織の規模 育成強化対策 自主防災組織の活動内容 関係団体との連携
2	企業(事業所)等における防災の促進	 企業等における自衛消防組織の育成 企業等における事業継続計画の策定促進 企業等における帰宅困難者対策の促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市町村は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 育成の方針

市町村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和 54 年 3 月 23 日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

(以下省略)

(県地域防災計画(震災対策編):第4章 地域防災力強化計画(P63)の一例)

② 計画の管理、見直し方法

県地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。なお、本計画の見直しに関する規程は存在していないが、県では毎年度、国の防災基本計画の改定及び近年発生した災害に係る検証等を踏まえ、県庁各部局への照会を経て修正素案を作成している。また、その修正素案について、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関などの県防災会議委員の意見も加えた修正案を作成し、山形県防災会議を開催して計画の更新を行っている。

なお、本計画の管理運用を行う防災くらし安心部は、各計画に記載されている県 担当業務の実施状況などについて評価・分析などは実施していない。

③ 計画(令和6年3月)の作成プロセス

- 令和5年5月30日 防災基本計画修正(中央防災会議)
- ・ 令和5年7月から11月 修正箇所確認、修正素案の作成
- ・ 令和5年11月24日県防災会議幹事、市町村等へ修正素案に関する意見照会
- ・ 令和6年1月23日 県防災会議委員、市町村等へ修正案に関する意見照会
- 令和6年2月19日 県防災会議書面開催通知(修正案協議)
- ・ 令和6年2月22日 県議会へ修正概要を報告
- 令和6年3月13日 県防災会議承認(修正決定)

(4) 事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画

事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画(以下、「県強靭化計画」という。)は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、今後想定される大規模自然災害等から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するために作成された。これは、国が定める「国土強靱化基本計画」を踏まえ、山形県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である。

事前防災及び減災等のための山 形 県 強 靭 化 計 画



(令和3年3月 改定) 山 形 県

(令和4年8月 一部改定)

(事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画)

① 計画の概要

ア 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として作成するものであり、本県における県土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、県土強靱化に係る各種計画等の指針となる計画である。

ただし、多額の予算を必要とするハード対策の施策等については、国の予算を効果的に活用するために、政府の強靱化5か年計画(政府の事業規模等を定め、予算重点事項等を記載)を実質的な指針としつつ県土強靱化計画に反映し事業化を推進している。

イ 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から概ね5年間とする。

ウ関連法規制・計画

本計画は、「国土強靱化基本法」に基づき、都道府県又は市町村が定める「国土強靱化地域計画」として、「国土強靱化基本計画」との調和が保たれたものとして作成されている。また、各部局所管の計画とも整合性を図りながら、総合的な視点から県土強靱化を推進する計画となっている。

工 計画所管課

防災くらし安心部(防災危機管理課)

才 計画作成者

防災くらし安心部(防災危機管理課)、各部局課

カ 構成

本計画は、以下の構成要素から成り立っている。

I. はじめに

計画策定の背景、目的、必要性、計画の位置付け、計画の期間を説明する。

○ 東日本大震災の教訓、国土強靱化基本法の制定、国土強靱化基本計画との整合性などを 背景として、本計画の目的、位置付け、期間を明確にしている。

II. 県土強靭化の基本的な考え方

強靭化に向けた基本的な考え方、方向性、基本目標、強靭化を推進する上での基本的な方針を示す。

- o 県土強靭化の理念として、最悪の事態を想定した総合的な対応、長期的な視点、社会経済システムの強化などを掲げている。
- o 基本目標として、人命の保護、重要な機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興を 掲げている。
- o 強靭化を推進する上での基本的な方針として、ハード・ソフト対策の組み合わせ、自 助・共助・公助の連携、効率的な施策推進、地域特性への配慮などを示している。

III. 脆弱性評価

想定される大規模自然災害を踏まえ、8 つの「事前に備えるべき目標」と 41 の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の成果や課題を分析・評価している。

- o 想定される大規模自然災害として、過去に県内で発生した自然災害や、広域な範囲に被害をもたらす県外の大規模自然災害を対象としている。
- o 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題を分析・ 評価し、施策推進方針を設定している。

IV. 強靭化に向けた施策推進方針

脆弱性評価を踏まえ、11 の施策分野(行政機能、危機管理、建築住宅、交通基盤、県土保全、 保健医療・福祉、ライフライン・情報通信、産業経済、農林水産、環境、リスクコミュニケーション)ごとに具体的な施策推進方針を提示している。

o 各施策分野において、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための目標指標、施 策、取組主体、担当部局などを示している。

【別紙1】脆弱性評価

o 想定される大規模自然災害と「起きてはならない最悪の事態」を設定し、その対応力を 評価している。

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、目標指標、施策、取組主体、担当部局などを 施策単位で具体的に示している。

【別表3】施策分野ごとの個別事業

o 個別事業について、事業名、事業概要、5 か年加速化対策などを施策分野の観点から一覧で示している。

また、IV. 強靭化に向けた施策推進方針において、<>内には施策分野名、

() 内には施策推進方針のタイトル及び当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号、[]内には当該施策の取組み主体、《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野名、【 】内には当該施策を担当する部局名、○には施策の具体的な内容が記載されている。

<行政機能>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)(3-2)[県]【総務、各部局】

○ 県災害対策本部及び同本部地域支部が設置される県庁舎、総合支庁舎(地域振興局含む)については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県県有建物長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(IV 強靭化に向けた施策推進方針の一例)

- ② 県強靭化計画策定までのプロセス
 - ・平成27年5月27日第1回山形県国土強靭化地域計画推進会議6月~9月 推進会議幹事会を3回開催(脆弱性評価、施策推進方針、骨子案等に関する検討・作業)
 - 10月27日 第2回山形県国土強靭化地域計画推進会議(計画骨子案を報告)
 - 11月5・6日 県議会に骨子案を説明
 - " 中下旬 県内4ブロックで市町村からの意見聴取
 - 〃 30 日 山形県防災会議からの意見聴取
 - 12月25日第4回幹事会(計画案に関する検討)
 - ・平成28年1月15日第3回山形県国土強靭化地域計画推進会議(計画案を報告)
 - 1月20・21日 県議会に計画案を報告
 - 2月1日 ~26日 パブリックコメントの実施
 - 2月1日 市町村への意見照会
 - 3月24日 計画決定
- ③ 計画の管理、見直し方法
- ア 更新期間・見直し方法
 - ・防災くらし安心部(防災危機管理課)が各部局に照会をかけ取組状況をとりまとめ

- ・山形県国土強靭化地域計画推進会議(年1回開催)にて、構成員(副知事、 各部次長)に報告
- ・本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ご とに見直しを行うこととしている。

イ 目標指標の達成状況

強靭化に向けた施策推進方針の脆弱性評価を踏まえた 11 の施策分野ごとに、その 進捗状況を測る指標としての「目標指標」を設定している。また、目標指標の設定 および達成状況の報告は各所属が担当する。

令和5年度の県強靭化計画における目標指標の達成状況は以下のとおりである。

山形県強靭化計画目標指標の達成状況(令和5年6月現在)

(1) 行政機能(警察・消防含む)

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局		
庁舎の耐震化率 (市町村)		76.2% (平成 30 年度)	100% (令和7年 度)	94.7% (令和3年 度)	防災くらし安心部		
防災拠点となる公共施設等の 耐震化率		92.9% (平成 30 年度)	100% (令和7年 度)	95.1% (令和3年 度)	防災くらし安心部		
災害復旧業務支援にあたる技 術職 O B の登録数 ((公財) 山形県建設技術セン ターとの協定)		33 人 (令和元年 度)	43 人 (令和 7 年 度)	33人 (令和4年 度)	防災くらし安心部		
県防災行政通信ネットワーク の重大障害(通信不能等)の 発生		0回 (令和元年 度)	0 回	0回 (令和4年 度)	防災くらし安心部		
「応援・受援計画(仮)」の 策定		_	~令和6年度	_	防災くらし安心部		
消防署等の耐震化率		93.7% (平成 29 年度)	100% (令和7年 度)	96.8% (令和3年 度)	防災くらし安心部		
緊急消防援助隊への登録部隊 数		73 部隊 (令和元年 度)	84 部隊 (令和 5 年 度)	83 部隊 (令和 4 年 度)	防災くらし安心部		
信号機電源付加装置整備率		78 基 (令和元年 度)	98 基 (令和 7 年 度)	78 基 (令和 4 年 度)	警察本部		
(2)危機管理							
項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部		
想定最大規模降雨に対応した 浸水想定区域に基づく洪水ハ ザードマップ作成済み市町村 の割合		63.0% (令和元年 度)	100.0% (令和7年 度)	100.0% (令和4年 度)	県土整備部		

水害に係る避難情報の具体的 な発令基準を策定済み市町村 の割合(洪水予報河川)		74. 2% (平成 30 年度)	100% (令和7年 度)	100% (令和4年 度)	防災くらし安心部
水害に係る避難情報の具体的 な発令基準を策定済み市町村 の割合(水位周知河川)		77.4% (平成 30 年度)	100% (令和7年 度)	100% (令和4年 度)	防災くらし安心部
県の洪水予報河川 (6河川) に係る洪水予測システムの改 修		ı	令和7年度	令和3年度	県土整備部
決壊すると多大な影響を与え るため池のハザードマップ公 表率		50% (令和2年 度)	100% (令和 4 年 度)	100% (令和 3 年 度)	農林水産部
県防災行政通信ネットワーク の重大障害(通信不能等)の 発生	再掲	0回 (令和元年 度)	0 回	0回 (令和4年 度)	防災くらし安心部
孤立危険性のある集落におけ る非常用通信設備整備済集落 の割合		98.1% (令和元年 度)	100% (令和7年 度)	98.1% (令和3年 度)	防災くらし安心部
孤立危険性のある集落におけ るヘリコプター離着陸場所確 保済集落の割合		98.4% (令和元年 度)	100% (令和7年 度)	98.4% (令和3年 度)	防災くらし安心部
「応援・受援計画(仮)」の 策定	再掲		~令和6年度	_	防災くらし安心部
自主防災組織率		90.2% (令和元年 度)	95% (令和6年 度)	91.8% (令和4年 度)	防災くらし安心部
防災拠点となる公共施設等の 耐震化率	再掲	92.9% (平成 30 年度)	100% (令和7年 度)	95% (令和3年 度)	防災くらし安心部

(3) 建築住宅

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部
庁舎の耐震化率 (市町村)	再掲	76. 2% (平成 30 年度)	100% (令和7年 度)	94.7% (令和3年 度)	防災くらし安心部
住宅の耐震化及び減災対策率		84.7% (平成 30 年度)	95% (令和 12 年度)	84.7% (平成 30 年 度)	県土整備部
耐震診断義務付け対象建築物 の耐震化率		82.5% (令和元年 度)	概ね解消 (令和 12 年 度)	82.5% (令和元年 度)	県土整備部
公立小中学校の耐震化率		99.8% (令和2年 度)	100% (令和4年 度)	99.7% (令和4年度)	教育局
公立高等学校の耐震化率		94.7% (令和2年 度)	100% (令和5年 度)	98.1% (令和4年 度)	教育局
私立高等学校の耐震化率		90.3% (令和2年 度)	100% (令和 6 年 度)	90.3% (令和4年 度)	総務部

児童養護施設関係の耐震化率		94.4% (平成 30 年度)	100% (令和 5 年 度)	91.9% (令和4年 度)	しあわせ子育て応 援部
県内病院 (68 病院) の耐震化率		86.8% (令和元年 度)	100% (令和7年 度)	91.0% (令和4年 度)	健康福祉部
		(4) ろ	を通基盤		
項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
県内の高速道路供用率		76% (令和元年 度)	88% (令和7年 度)	84% (令和 4 年 度)	県土整備部
道路防災点検要対策箇所の整 備進捗率		55.7% (令和元年 度)	69.3% (令和7年 度)	71.0% (令和4年 度)	県土整備部
緊急輸送道路に係る道路橋耐 震補強対策の進捗率		96.8% (令和元年 度)	98.8% (令和5年 度)	97.9% (令和4年 度)	県土整備部
孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策 の進捗率		90.3% (令和元年 度)	94.1% (令和5年 度)	91.9% (令和4年 度)	県土整備部

(5) 県土保全

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
洪水の氾濫により浸水被害を 受ける恐れのある区域の解消		5, 500ha (令和 2 年 度)	2, 600ha (令和 7 年 度)	5, 500ha (令和 4 年 度)	県土整備部
長寿命化計画に基づき対策実 施済みの樋門施設数		203 施設 (令和元年 度)	496 施設 (令和 10 年度)	260 施設 (令和 4 年 度)	県土整備部
河川流下能力向上緊急対策事 業における実施延長		52 km (令和元年 度)	550 km (令和7年 度)	298 km (令和 4 年 度)	県土整備部
県管理ダムの長寿命化計画策 定		12 ダム (令和元年 度)	13 ダム (令和 7 年 度)	13 ダム (令和 2 年 度)	県土整備部
海岸保全施設の老朽化対策箇所の整備率		55.4% (令和元年 度)	82.2% (令和7年 度)	75.2% (令和4年 度)	県土整備部
海岸の侵食対策箇所の整備率		69.7% (令和元年 度)	78.9% (令和7年 度)	79.1% (令和4年 度)	県土整備部
土砂災害の危険性がある区域 内の施設整備による保全人口 の割合		35.6% (平成 30 年度)	41.0% (令和6年 度)	40.2% (令和4年 度)	県土整備部
地籍調査の進捗率		49% (令和元年 度)	51% (令和 11 年度)	49% (令和3年 度)	農林水産部
		(6) 保健	医療・福祉		

項目	再揭	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
DMATチーム数		27 チーム (令和元年 度)	31 チーム (令和 5 年 度)	29 チーム (令和4年 度)	健康福祉部
DPAT隊員登録者数		94 人 (令和元年 度)	106 人 (令和 5 年 度)	124 人 (令和 4 年 度)	健康福祉部
災害医療コーディネート研修 の実施回数			2回/年	1回/年 (令和4年度)	健康福祉部
予防接種法に基づく麻しん・ 風しんワクチン(第2期)の 接種率		96.6% (令和元年 度)	98%以上 (令和5年 度)	95.6% (令和3年 度)	健康福祉部
予防接種法に基づく四種混合 ワクチン (破傷風を含む) 接 種率		97.0% (令和元年 度)	98%以上 (令和 5 年 度)	92.5% (令和3年 度)	健康福祉部
予防接種法に基づく高齢者イ ンフルエンザワクチン接種率		54.5% (令和元年 度)	60%以上 (令和 5 年 度)	57.6% (令和3年 度)	健康福祉部
避難行動要支援者の個別計画 策定済み市町村の割合		65.7% (令和元年 度)	100% (令和7年 度)	74.3% (令和4年 度)	防災くらし安心部

(7) ライフライン・情報通信

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
山形県エネルギー戦略策定後 の再生可能エネルギー開発量		55.8万kW (令和元年 度)	80.9万kW (令和6年 度)	65.4万kW (令和3年 度)	環境エネルギー部
水道の基幹管路の耐震適合率		40.6% (平成 30 年度)	47% (令和7年 度)	44.4% (令和4年 度)	防災くらし安心部 企業局
水道の基幹管路の耐震適合率 (うち用水供給事業)		72% (令和2年 度)	75% (令和9年 度)	72% (令和4年 度)	企業局
下水道施設の耐水化計画策定 率(県(流域)・市町村(公 共))		0% (令和元年 度)	100% (令和3年 度)	90% (令和 4 年 度)	県土整備部
下水管渠の耐震化率(県(流域))		85% (令和元年 度)	89% (令和 6 年 度)	86% (令和 4 年 度)	県土整備部
		(8)	產業経済		
項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
山形県エネルギー戦略策定後 の再生可能エネルギー開発量	再揭	55.8万kW (令和元年 度)	80.9万kW (令和6年 度)	65.4万kW (令和3年 度)	環境エネルギー部
工業用水道(県営)管路の耐震 適合率		71% (令和元年 度)	75% (令和9年 度)	71% (令和4年 度)	企業局

(9)農林水産

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
決壊すると多大な影響を与え るため池のハザードマップ公 表率	再掲	50% (令和2年 度)	100% (令和4年 度)	100% (令和 3 年 度)	農林水産部
治山施設等の個別施設計画に 基づく長寿命化対策率		0% (令和元年 度)	40% (令和7年 度)	22% (令和 4 年 度)	農林水産部
林道施設の個別施設計画の策 定率		31.4% (令和元年 度)	100% (令和3年 度)	100.0% (令和3年 度)	農林水産部

(10) 環境

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
災害廃棄物処理計画を策定し ている市町村数		32 団体 (令和 2 年 度)	35 団体	35 団体 (令和 4 年 度)	環境エネルギー部

(11) リスクコミュニケーション

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
風水害(台風、大雨、洪水 等)による死者数		0 人 (令和元年 度)	0人	0人 (令和4年 度)	防災くらし安心部
原子力災害対策等に関する研 修会の参加者数		44 人 (令和元年 度)	250 人 (令和 2~6 年度累計)	79 人 (令和 2~4 年度累計)	防災くらし安心部
避難行動要支援者の個別計画作成済み市町村の割合		65.7% (令和元年 度)	100% (令和7年 度)	74.3% (令和4年 度)	防災くらし安心部
災害復旧業務支援にあたる技 術職OBの登録数 ((公財)山形県建設技術セン ターとの協定)	再掲	33 人 (令和元年 度)	43 人 (令和7年 度)	33人 (令和4年 度)	防災くらし安心部

(出典:山形県「山形県強靭化計画目標指標の達成状況(令和5年6月現在)」)

(5) 県の防災・減災に係る情報公開

県は、地震・津波・水害・土砂災害・火山災害・雪害など、様々な自然災害のリスクにさらされており、県民の安全・安心を守るため、県民への情報提供活動として、県は防災・減災に関する様々な情報をホームページやパンフレット等の各種媒体で公開している。

① 防災・減災情報ポータルサイト

県は、防災・減災に関する情報を集約したポータルサイト「こちら防災やまがた!」を運営している。このサイトでは、災害種別ごとの情報や、ハザードマップ、避難場所、防災訓練などの情報にアクセスでき、内閣府が運営する「防災情報のページ」や、国土交通省が提供する「防災ポータル」へのリンクも掲載されている。また、山形県防災リンク集からは、電力会社や通信会社、農政局など防災に関連する様々な機関のウェブサイトにアクセスできる。



(こちら防災やまがた!ホームページのトップ画面)

② 災害種別ごとの情報と防災対策

ア 地震・津波・火山関連

地震関連情報について、県内には、4つの主要な活断層があり、活断層ごとの被害想定調査結果や県内の地震ハザードマップ、住宅の耐震化に関する情報を公開している。

津波関連情報について、県内で「最大クラスの津波」が発生した場合の津波浸水 想定や被害想定、津波災害警戒区域等の情報を公開している。

火山関連情報について、火山災害警戒地域に指定されている3火山(鳥海山、蔵 王山、吾妻山)について、避難計画、火山防災マップ等、火山防災対策に関する情報を公開している。

イ 風水害・土砂災害

最上川、赤川などの河川が流れ、集中豪雨や台風による洪水、土砂災害のリスクがある。県では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを県ホームページで公開し、確認できるようにしているとともにハザードマップの作成主体である市町村へ情報提供を行っている。また、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画 2019~2028」を策定し、県ホームページで公開している。

ウ 雪害

県は、豪雪地帯であり、冬期間は雪崩、落雪、交通障害などの雪害が発生する可能性がある。県では、雪下ろし・落雪事故防止注意喚起、除雪作業中の事故防止、降雪量予測情報(山形県雪情報システム)や「いきいき雪国やまがた基本条例」に基づく基本計画・アクションプラン等、雪害対策に関する情報を公開している。

また、総合的な雪対策として、「山形県雪対策基本計画(第4次)」及び「山形県 雪対策アクションプラン」を作成し、雪害による被害の軽減に努めている。さら に、「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定し、雪と共生する地域づくりを推進し ている。

エ その他

ローリングストック・自主防災組織・県民防災デー(防災点検の日)等の災害への備え、防災研修・防災イベント等の教育・啓発、災害ボランティア、支援・助成金など、防災・減災に関する情報を公開している。